

青森公立大学学位規程

平成21年4月1日

規程第117号

改正 平成23年 3月規程第 3号

改正 平成27年 3月規程第15号

改正 平成28年 3月規程第 7号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）第19条第4項及び青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）第24条第3項の規定に基づき、青森公立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、経営経済学とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与する。

(研究科在学者の学位論文の提出)

第4条 研究科に在学する者（以下「在学者」という。）が学位論文（大学院学則第21条及び第22条に定める修士論文、研究調査及び博士論文をいう。以下同じ。）の審査を受けようとするときは、別に定める学位論文審査願に学位論文を添え、指定の期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学位論文は、博士前期課程にあつては1年以上（大学院学則第21条第1項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）、博士後期課程にあつては2年以上（大学院学則第22条第1項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）在学し、所定の単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

3 博士論文の審査を受けようとする者は、学位論文執筆認定審査及び予備審査に合格しなければならない。

4 前項の学位論文執筆認定審査及び予備審査については、別に定める。

(学位論文)

第5条 学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の副本若しくは訳文等を提出させ、又は学位論文の内容について説明を求めることができる。

3 受理した学位論文及び納入された学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査委員会)

第6条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究指導を担当する教授のうちから研究科教授会が選出する主査1名及び研究科の授業科目を担当する教員のうちから研究科教授会が選出する副査2名の審査委員をもって組織する。

3 研究科教授会は、学位論文の審査に当たり必要があると認める場合には、研究科以外の本学教員又は他の大学、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第7条 博士前期課程における最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する科目について、口述又は筆記により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、研究科教授会は、修得した単位の成績評価の審査をもって、最終試験に代えることができる。

3 前項の成績評価の審査による合格者は、必修科目の単位をすべて修得し、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 修士論文を選択した者 成績表示がA又はBである単位数の合計が26単位以上(うち必修科目及び選択必修科目は12単位以上)

(2) 研究調査を選択した者 成績表示がA又はBである単位数の合計が28単位以上(うち必修科目及び選択必修科目は12単位以上)

4 博士後期課程における最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について、口述により公開で行うものとする。

(博士後期課程を経ない者の学位論文の提出)

第8条 第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位を申請しようとする者が、学位論文の審査を受けようとするときは、別に定める学位論文審査願に学位論文、論文要旨、履歴書、業績一覧リスト及び学位論文審査手数料を添え、研究科教授会の承認を受けて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(博士後期課程を経ない者の論文審査及び試験)

第9条 学長は、前条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の学位論文の審査及び最終試験に準用する。

(博士後期課程を経ない者の学力の確認)

第10条 第8条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科教授会は、当該学位論文を提出した者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、口述又は筆記による試験の結果に基づいて行うものとする。ただし、研究科教授会は、学位論文提出者の学歴、業績等の審査により学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。

(審査期間)

第11条 在学者の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、第8条の規定により学位論文等が学長に提出された日から1年以内に終了するものとする。ただし、研究科教授会において、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を文書で研究科教授会に報告しなければならない。

(審査結果の認定)

第13条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の可否を認定する。

2 前項の認定をするには、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第14条 研究科教授会において前条の認定をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、第3条第1項に規定する者には、別に定める学士の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者には別に定める学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から1年以内に、当該学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、研究科教授会の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したもの又はその一部を印刷公表することができる。

(学位の名称使用)

第18条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、青森公立大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第19条 学長は、修士及び博士の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、研究科教授会の意見を徴した上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による議決について準用する。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程(平成21年青森公立大学規程第2号)による廃止前の青森公立大学学位規程(平成9年4月1日施行)の規定(次項の規定によりその例によることとされたものを含む。)に基づき授与された学位は、この規程の規定に基づき授与されたものとみなす。

3 この規程は、平成19年度以後に入学した者について適用し、平成18年度までに入学し、継続して在学する者及び同年度までに入学し、平成19年度以後に再入学した者に係る学位の授与については、青森公立大学学位規程及び青森公立大学大学院履修規程の一部を改正する規程(平成19年青森公立大学規程第5号)による

改正前の青森公立大学学位規程の規定の例による。

附 則（平成 23 年規程第 3 号）
（施行期日）
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 15 号）
（施行期日）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 7 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程は、平成 28 年度以降に入学した者及び平成 27 年度までに入学した者に適用する。

青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成22年 3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）及び青森公立大学学位規程（平成21年規程第117号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、学位論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文又は研究調査の選択)

第2条 博士前期課程において学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受ける者は、課題研究指導の履修登録を行った上、修士論文又は大学院学則第21条第2項に規定する研究調査（以下「修士論文等」という。）の選択の別及び研究テーマを春学期中に届け出て、研究科教授会の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査委員会の設置)

第3条 研究科教授会は、前条の規定による届出を受け、修士論文等の審査を行うため、当該修士論文又は研究調査ごとに学位規程第6条に規定する審査委員会を春学期中に設置するものとする。

(修士論文等の中間報告会)

第4条 研究科は、修士論文等の中間報告会を秋学期に行うものとする。

(修士論文等の提出)

第5条 必要な研究指導を受け修士論文等の審査を願い出る者は、学位論文審査願に修士論文等を添え、1月中旬までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文執筆認定審査)

第6条 博士後期課程に在学する者（以下「在学者」という。）で学位論文の審査を受けようとするものは、学位論文執筆認定審査（以下「認定審査」という。）に合格しなければならない。ただし、博士後期課程3年次に編入し、学位論文の審査を受けようとする者の認定審査は、編入学試験をもってこれに代えることができる。

2 在学者は、博士後期課程2年次から認定審査の申請をすることができる。

3 認定審査の申請をする者（以下「認定審査申請者」という。）は、演習Ⅰ4単位並びに修了要件に求められる特定研究科目及び総合演習科目の6単位を成績評価A又はBで修得していなければならない。

4 認定審査申請者は、学位論文の骨子を記載した研究計画書及び研究計画の準備状況を示す学会報告、関連論文の投稿その他の資料（次条において「研究計画書等」という。）を提出しなければならない。

5 前項の研究計画書は、論文題名、論文テーマ、既存研究の状況、研究方法、分析の過程、予想される結論等について記述しているものでなければならない。

(学位論文執筆認定審査委員会)

第7条 研究科教授会は、前条第4項の研究計画書等に基づき、論文執筆計画の妥当性を審査するため、学位論文執筆認定審査委員会(以下「認定審査委員会」という。)を設置する。

2 認定審査委員会は、認定審査申請者の研究指導を担当する教員を主査とし、当該教員を含む研究科教員3名をもって組織する。

3 認定審査の申請の受付は、4月及び10月に行い、認定審査委員会は、申請の受付から2月以内に当該認定審査を終了するものとする。

(予備審査)

第8条 在学者で認定審査に合格し、学位論文の審査を受けようとするものは、予備審査に合格しなければならない。

2 在学者は、博士後期課程3年次から予備審査の申請をすることができる。

3 予備審査の申請をする者(以下「予備審査申請者」という。)は、学位論文の予備稿及び当該予備稿に係る学会報告、関連論文の投稿その他の資料(次条において「予備稿等」という。)を提出しなければならない。

(予備審査委員会)

第9条 研究科教授会は、前条第3項の予備稿等に基づき、学位論文の審査委員会の設置についてその適否を審査するため、予備審査委員会を設置する。

2 予備審査委員会は、予備審査申請者の研究指導を担当する教員を主査とし、当該教員を含む研究科教員3名をもって組織する。

3 予備審査の申請の受付は、4月及び8月に行い、予備審査委員会は、申請の受付から3月以内に当該予備審査を終了するものとする。

4 予備審査委員会は、必要に応じて予備審査申請者から説明を求めることができる。

(単位取得退学者)

第10条 学位規程第11条ただし書の別に定める退学時の要件を満たす者とは、学位論文として認定されなかった論文を修正した後、再提出し、当該論文が研究科教授会において博士課程単位取得論文として認定され退学した者をいう。

(在学者の学位論文の提出)

第11条 在学者は、認定審査及び予備審査に合格し、次に掲げる要件のいずれをも満たしている場合に限り、学位論文を提出することができる。

(1) 学会(予稿集又は学会報告集のあるものに限る。)で報告を1回以上行っていること。

(2) レフェリー付き専門誌等への学術論文を1編以上発表していること(掲載予定を含む。)

2 前項の学位論文は、英文の要約を添えて、8月又は12月に提出するものとする。

(博士後期課程を経ない者の学位論文の提出等)

第12条 学位規程第8条に規定する学位論文は、随時提出することができる。

2 研究科教授会は、前項の規定により学位論文の提出があったときは、当該学位論文の受理の可否について審査を行うものとする。

(博士後期課程を経ない者の学力の確認)

第13条 研究科教授会は、学位規程第10条に規定する学力の確認を行うため必要があると認めるときは、学位論文を提出した者に研究業績資料を提出させることができる。

(審査要旨及び学位論文の公表)

第14条 学位規程第17条及び第18条に規定する審査要旨及び学位論文の公表は、青森公立大学の紀要及び研究叢書発刊規程(平成21年規程第134号)第2条第1項に規定する青森公立大学経営経済学研究において行うことができる。

(学位論文の保管)

第15条 学位論文は、青森公立大学図書館に保管する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前において、青森公立大学地域研究センター奨学寄附金取扱要綱等を廃止する要綱(平成21年4月1日実施)による廃止前の青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱(平成19年4月1日実施)の規定に基づきなされた学位論文の審査に関する手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月31日)

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。